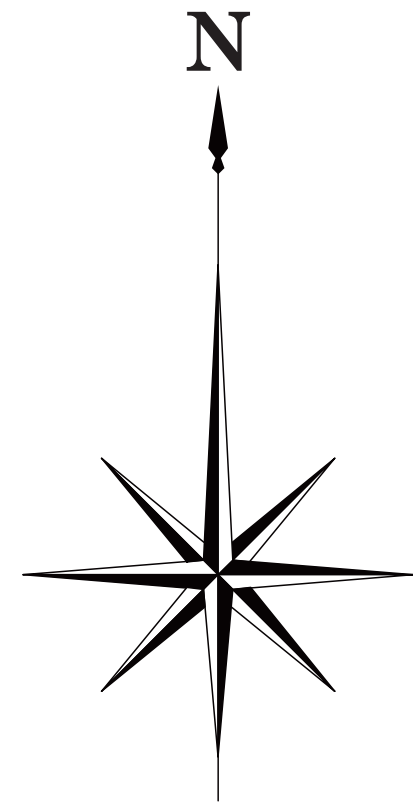
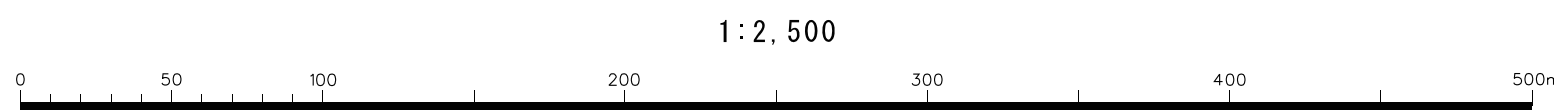
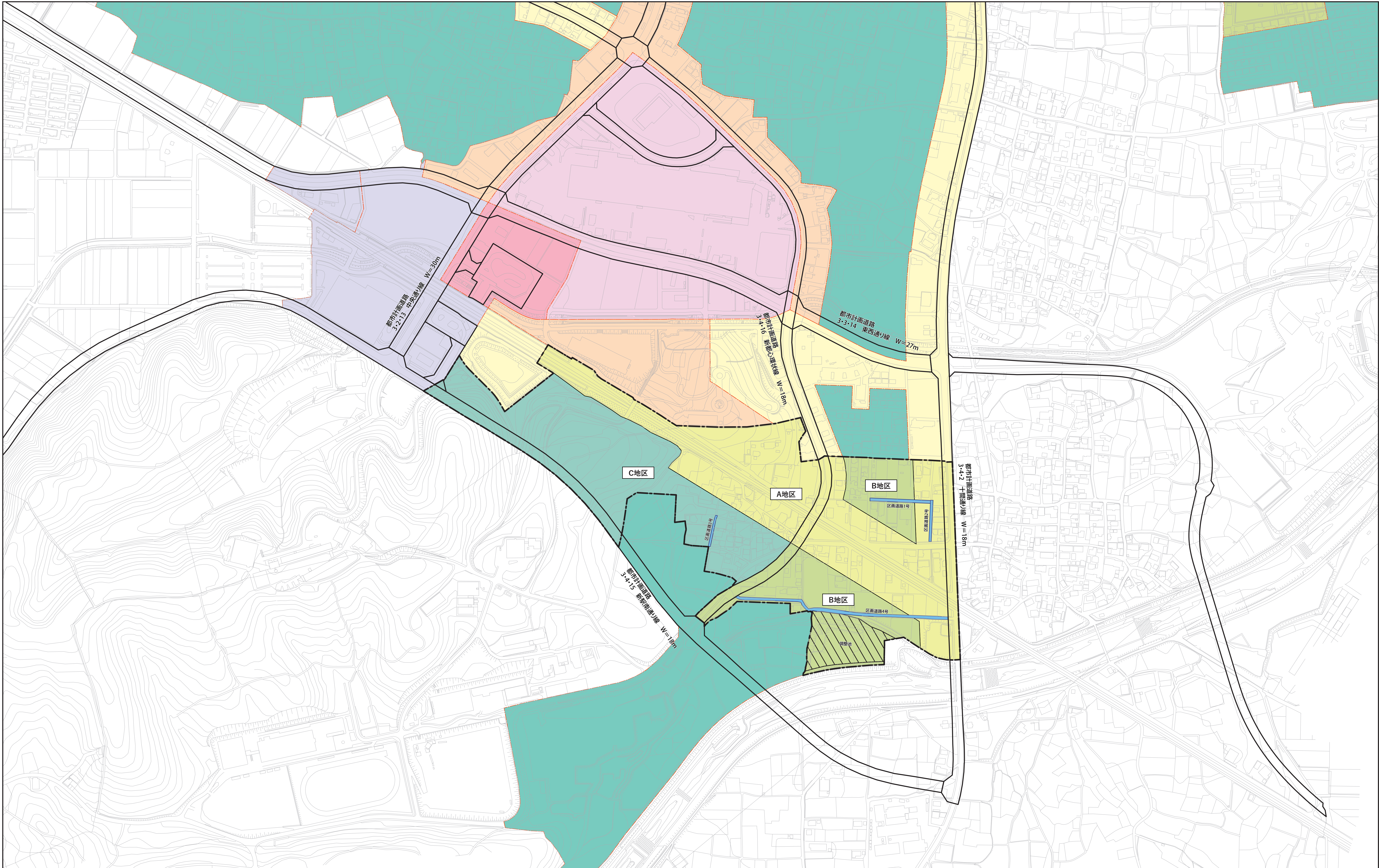
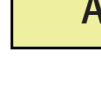




栗崎地区 地区整備計画図



凡 例			
	地区計画区域	地区整備計画区域	
	地区施設	区画道路	
	名称	幅員	延長
	区画道路 1 号	4.0m	約 102m
	区画道路 2 号	5.0m	約 71m
	区画道路 3 号	5.0m	約 45m
	区画道路 4 号	6.0m	約 376m
	地区施設	調整池：約9,450㎡	
建築物等に関する事項			
建築物等の用途の制限区域			
 A地区	1. 葬儀屋（日本標準産業分類における葬儀業に供する建築物） 2. 床面積の合計が15 ㎡を超える畜舎		
 B地区	1. 葬儀屋（日本標準産業分類における葬儀業に供する建築物）		
 C地区			
建築物の敷地面積の最低限度：150 ㎡			
壁面の位置の制限区域			
1. 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、建築基準法に基づく道路境界（ただし、区画道路1～4号に面する場合は、当該区画道路の境界）又は隣地境界までの距離は1m以上とする。			
2. 次の各号のいずれかに該当する建築物は、壁面の位置の制限を適用しない。（ただし、区画道路1～4号に面する場合は、当該区画道路の境界を越えることはできない。）			
(1) 物置その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下でかつ床面積の合計が5㎡以内であるもの			
(2) 自動車庫等（ただし外壁のないもの）			
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限区域			
1. 建築物の軒、庇、出窓その他これらに類するものは、区画道路1～4号の区域内にかかる形態としてはならない。			
2. 建築物については高さが15mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの、工作物については高さが15mを超えるものの外観の各立面の色彩（着色していない石、木、土、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観部分を除く。以下同じ。）は、各立面の面積の3分の2以上の部分については、刺激的な色彩や装飾（光又は明かりを用い、点滅する装置を含む。以下同じ。）を避け、周辺の眺望・景観と調和するよう、次に掲げるマンセル表色系の範囲とし、残りの部分については、刺激的な色及び蛍光色は避け、地区の環境に調和したものとする。			
そのほかの建築物及び工作物の外壁等の色彩は、刺激的な色及び蛍光色は避け、地区の環境に調和したものとする。			
(1) 7.5Rから7.5Yまでの場合は、彩度6以下			
(2) 7.5Yから7.5GYまで（ただし、7.5Yを含まない。）の場合は、彩度4以下			
(3) 7.5GYから7.5RPまで（ただし、7.5GY及び7.5RPを含まない。）の場合は、彩度2以下			
(4) 7.5RPから7.5Rまで（ただし、7.5Rを含まない。）の場合は、彩度4以下			
3. 屋外広告物を設置する場合は、良好な景観形成に配慮する。			
垣又はさくの構造の制限区域			
建築基準法に基づく道路（ただし区画道路1～4号に面する場合は、当該区画道路の境界）に面して設置する垣又はさく（門柱、門扉その他これらに類するものを除く）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、法令等で設置が義務付けられているものは除く。			
1. 垣又はさくを設置する場合は、風致を損なわないよう生垣又は開放的なフェンス等とし、その高さは前面道路の路面中心から高さ1.5m以下とする。			
2. 生垣を設置する場合、樹木は後退させ植栽し、枝や葉が道路部分に張り出さないようにする。			
3. 基礎を構築する場合は、基礎の高さが前面道路の路面の中心から高さ90cm以下とする。			